

地域包括支援センターにおける職員配置の
柔軟化に係る条例の一部改正

令和6年8月

高齢福祉課

地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正について

1 概要

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、令和6年4月1日に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員の配置基準が改められました。これに伴い、「山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例」の一部を改正します。

2 改正内容

地域包括支援センターに配置する3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）は、それぞれ常勤職員の配置が必須としておりますが、以下のとおり改正します。

- （1）地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、常勤換算方法により配置基準を満たすことができるように改正します。
- （2）地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認める場合は、複数の地域の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した人数をもとに、3職種の常勤職員の員数を配置し、配置基準を満たすことができるように改正します。ただし個々のセンターには3職種のうち2職種以上の常勤職員を配置する必要があります。

3 今後の対応

現在、山口市においては、包括的支援事業に係る人材が確保できない状況ではないものの、今後、人材確保が難しい状況になった場合に備え、条例の改正を行うものです。引き続き常勤職員の配置を原則とし、人材確保が困難な場合は、事前に本運営協議会に諮った上で、必要と認める場合に限り上記方法により職員の配置を行います。

4 施行期日

令和6年10月10日

（参考）「地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）」

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会（第110回）介護保険法施行規則の改正等（報告）より抜粋

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。**

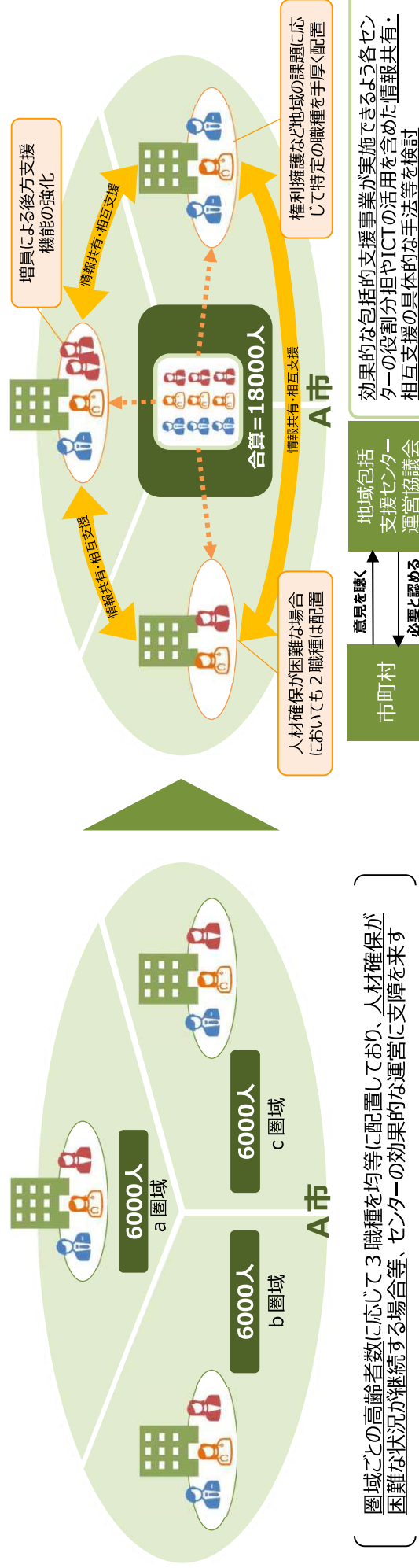
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正（案）

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



○ このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正（案））
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センター」が育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正（案））